税外未収金の一元的徴収業務の実施状況について (税外未収金の共同管理について)

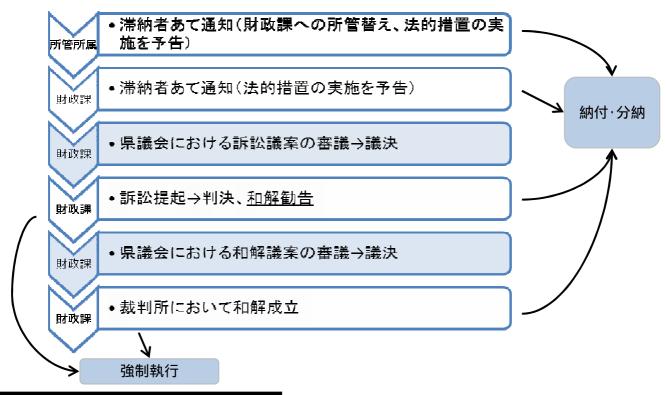
1 共同管理の概要

集中整理期間:H24~26年度

民事訴訟法に基づく支払督促、訴訟等の法的措置を前提として徴収する滞納事案を未収 金所管所属と財政課の共同管理とし、徴収業務を一元化する。

現在、共同管理している5所属8事業90事案のうち、支払いに応じない3所属4事業11事案について、請求訴訟を提起の手続きを進めている。

2 共同管理の流れ



3 共同管理事案の処理状況(H24.8月~)

H24.12.7現在

_		1127.12.17.01						
	上段:件数(件)	対象事案 完納/収納済 分納誓約書 分納手続		分納手続中	支払に応し	ぶい者		
	下段:金額(円)	+ + +		受理		訴訟対応	調査継続等	
	看護職員	11	2	7	2	0	0	
	修学資金 等	6,942,486	2,635,548	3,172,759	1,134,179	Ō	0	
	母子および寡婦	19	3	7	4	3	2	
	福祉資金 等	3,426,115	592,264	928,573	715,588	391,846	797,844	
	高等学校授業料	5	0	1	1	2	1	
		226,520	3,000	18,920	69,100	107,100	28,400	
	高校奨学資金	35	5	15	6	6	3	
		8,894,400	586,400	2,859,500	2,097,500	2,239,000	1,112,000	
	非強制徴収公債権	70	10	30	13	11	6	
	·私債権 合計	19,489,521	3,817,212	6,979,752	4,016,367	2,737,946	1,938,244	
	未熟児養育医療	20	1	1	2	-	16	
	負担金(強制)	481,777	69,480	20,000	35,947	-	356,350	
	合 計	90	11	31	15	11	22	
		19,971,298	3,886,692	6,999,752	4,052,314	2,737,946	2,294,594	

11月議会訴訟議案提出

4 11月定例会の訴訟案件の概要

議案番号	債権の名称	件 数	請求額(円)
議第177号	滋賀県母子家庭等日常生活支援事業に係る負担金および 延滞違約金	1	41,700
議第178号	滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金に係る償還金および違約金	2	350,146
議第179号	滋賀県立高等学校に係る授業料、督促手数料および延滞 金	2	107,100
議第180号	滋賀県奨学資金貸与金に係る返還金および延滞利息	6	2,239,000
	合 計	11	2,737,946

請求額は元金のみ。延滞違約金、違約金等は法令規則に基づき10.75%を請求する。

5 他府県の状況

全庁的な連絡会議や所管所属への指導・助言を行う部署を設置している都道府県は多数あるが、その中でも以下の4都府県では、訴訟等の法的措置を含んだ一元的な徴収業務体制を整え、積極的に取り組んでいる。

	担 当 部 署	訴訟専決	備考
東京都	主税局徴収部 徴収指導課	3000万円 以下	H16~19に実施済み。 現在は、財務局主計部財政課が所管所 属への指導・助言を行っている。
大阪府	総務部税務室税政課 (債権特別回収·整理グ ループ)	支払督促から 訴訟へ移行し た場合のみ	平成23年4月から徴収業務を開始。 支払督促予告書を発付し、支払いに応じない者に対する支払督促を簡易裁判所へ申 し立てる。 弁護士の非常勤嘱託職員あり(週1日勤務)
香川県	総務部税務課	支払督促から 訴訟へ移行し た場合のみ	平成20年10月から徴収業務を開始。 支払督促予告書を発付し、支払いに応じない者に対する支払督促を簡易裁判所へ申 し立てる。
滋賀県	総務部財政課 (公有財産·債権回収支 援担当)	なし	平成24年8月から徴収業務を開始。 民事訴訟法に基づ〈法的措置の予告書を 発付し、支払いに応じない者に対して訴訟等 を行う。

県営住宅に係る家賃等の支払いまたは明渡しの請求に関する訴えの提起、和解および調停については、地方自治法第180条に基づき専決処分の対象となっている。